

---

# 序章 はじめに

---

## 序一 1 策定の目的と意義

### (1) 策定の目的

本計画は、幸田町総合計画及び愛知県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、本町の都市計画の基本的な方針を策定するものです。

都市計画マスタープランは、本町の都市化の進展に対応するとともに、町の将来の望ましい姿（将来像）を検討し、住民が安心して快適に暮らせるようまちづくりの基本的な方向を示すことを目的としています。

### (2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により創設された制度で、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）を示すものです。

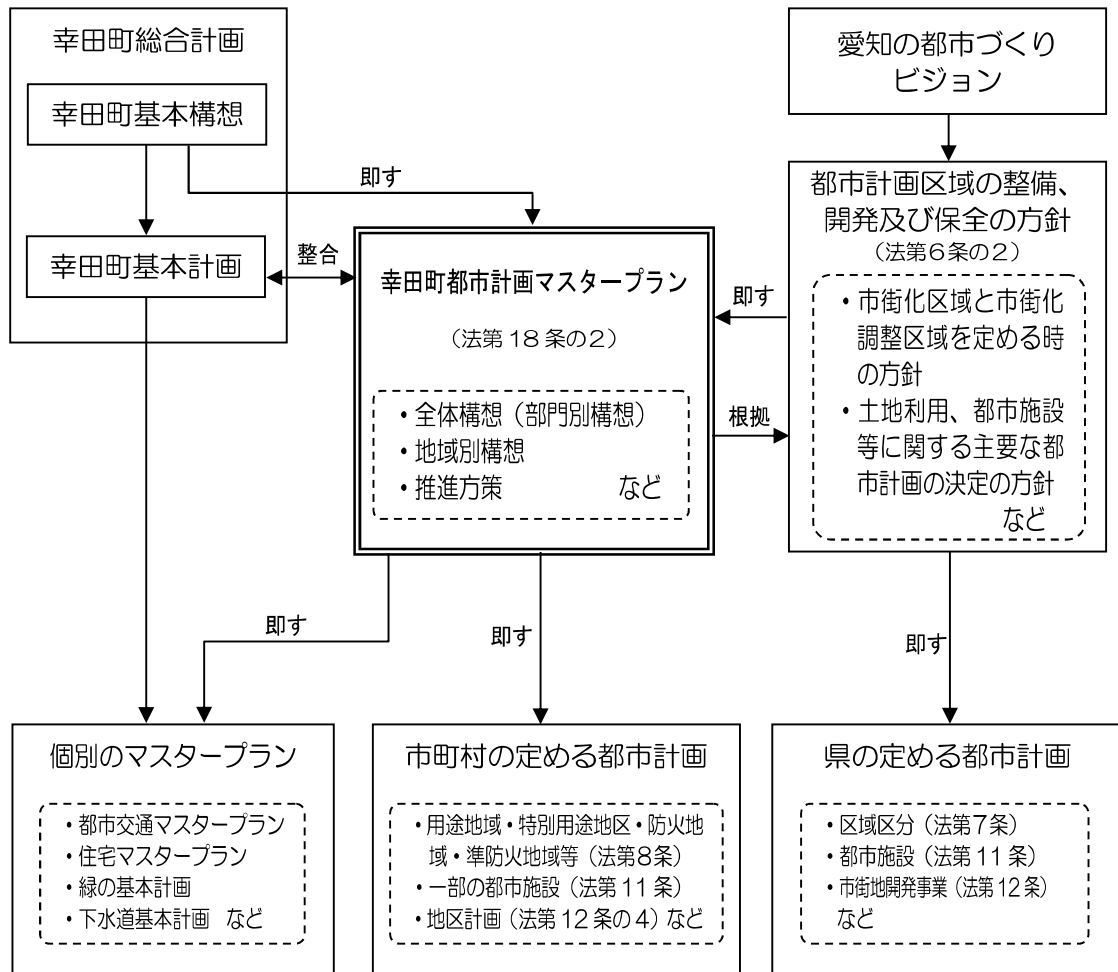
策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画となるものです。

### (3) 目標年次

計画の目標年次は令和12年（2030年）とし、令和2年（2020年）を中間年次とします。

(4) 一部改定の背景と目的

本計画の中間年次である令和2年(2020年)を迎えようとするなか、拡大工業地区において地域ニーズや事業者ニーズとの乖離などにより、工場立地が計画通り進んでいない状況がみられるため、これらのニーズ等を踏まえた見直しを行い、計画的な工場立地を促進することを目的として、計画の一部改定を行うものとします。



## 序ー２ マスタープラン策定の体制

都市計画マスタープランは、庁内の担当者による「検討部会」及び「作業部会」での検討を踏まえ、「幸田町都市計画マスタープラン策定委員会」において検討を深めます。

また、委員会は地域住民による「地域別まちづくり会議（ワークショップ）」からの提言を受けるとともに、策定内容について協議します。

